

警報等発令時における学校の対応について

岐阜市立梅林中学校

1. 各警報・注意報の対応について(原則)

(1)「各注意報」・「竜巻注意情報」発令時

通常通り登校

(2)「暴風警報」・「大雨警報」・「洪水警報」・「大雪警報」等の「警報」発令時

(台風接近に伴う強風注意報も暴風警報と同じ扱いとする)

ア： 午前7時15分の時点で「各警報」が発令されている場合、自宅待機。

イ： 午前7時15分までに「各警報」が解除された場合、平常通り登校。

ウ： 午前7時15分から正午までの間に「各警報」が解除された場合は、解除後1時間後に登校。(なお、この場合はメール配信や電話で、登校時間等を連絡します)

エ： 正午を過ぎて「各警報」が解除された場合、臨時休業。

(3)「特別警報」・「記録的短時間大雨情報」・警戒レベル3以上発令時も(2)と同様の対応

2. 学校待機・集団下校・保護者への引き渡しについて

登校後に警報が発令された場合、生徒の安全を最優先とし、基本的には学校待機となります。放課後または下校時までには警報が解除されれば、校区の危険箇所等を職員が確認した上で、通常通りの下校となります。この場合、状況に応じて帰宅確認を行います。

ただし、下校時までには解除にならない場合、「教職員引率による集団下校」または「保護者への引き渡し」を原則とします。

なお、「保護者引き渡し」実施の際には、「保護者引き渡しマニュアル(保護者に別途配布)」に即して安全に十分に配慮の上、よろしくお願いたします。